

埼玉県学校教育情報化推進計画（仮称）有識者意見聴取会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続等

(1) 傍聴定員は、意見聴取会開催の都度事務局が定める。

(2) 会議の傍聴を希望する者は、開催予定時刻までに、意見聴取会開催の都度事務局が定める場所の入口前で受付を行い、傍聴券（様式1）の交付を受けなければならない。

(3) 傍聴の受付は、会議開催の30分前から、傍聴希望者名簿（様式2）に氏名、住所を記載することで行う。

(4) 傍聴の受付は、会議開催の10分前に傍聴希望者が定員を超えた場合、受付を締切り、抽選により傍聴券を交付する。会議開催の10分前に傍聴者が定員を超えない場合、先着順で定員に達するまで傍聴券を交付する。

(5) 傍聴者は、係員の指示に従い、入場しなければならない。

2 入場の禁止

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。

ア 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

イ 掲示板、プラカードの類を携帯している者

ウ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者

エ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

オ 酒気を帯びていると認められる者

カ 前各号に掲げるもののほか、事務局が傍聴を不相当と認める者

(2) 事務局は、係員に前号アからオまでに規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。

(3) 事務局は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

3 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席では、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。

(4) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音（報道機関に所属する者で事務局の許可を得て行う録音を除く。）等をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

4 オンライン傍聴手続等

(1) オンライン傍聴の定員は、オンライン会議システムの上限とする。

(2) オンライン傍聴を希望する者は、オンライン傍聴登録フォームから、氏名及び電子メールアドレスを登録する。

(3) 前号の規定による登録受付は、埼玉県ホームページに会議の開催について掲載されてから先着順で行い、定員になり次第、受付を締切る。

(4) オンライン傍聴の方法は、オンライン傍聴者の電子メールアドレスへ連絡する。

(5) オンライン傍聴については、前項第7号及び第8号の規定を準用する。

(6) 事務局は、通信状況の悪化等のおそれがある場合、オンライン傍聴の定員の制限又は中断を指示することができる。

(7) オンライン傍聴の内容については、後日の配信は行わないものとする。

5 会議の秩序の維持等

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

(2) 傍聴者は、埼玉県学校教育情報化推進計画（仮称）有識者意見聴取会設置要綱第6条の規定により会議を公開しないこととする議決があった時は、速やかに退場しなければならない。この場合において、事務局は、オンライン傍聴の中断を指示するものとする。

(3) 事務局は、傍聴者がこの要領の規定に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(4) 傍聴者は、事務局に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。